

裁判所
秘書課
印

最高裁秘書第2346号

平成29年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

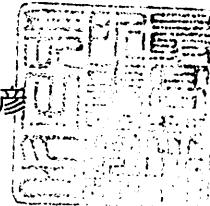
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第19号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年5月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

(記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年5月18日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、最高裁判所は現実に69期司法修習予定者を対象として、民事裁判及び刑事裁判に関するアンケートを実施した以上、その回答内容を取りまとめた文書を当然に作成している旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が69期司法修習予定者から回収した、民事裁判アンケート用紙及び刑事裁判アンケート用紙の回答内容を取りまとめた文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年4月17日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る「民事裁判アンケート用紙及び刑事裁判アンケート用

紙の回答内容を取りまとめた文書」（以下「対象文書」という。）は、作成又は取得していない。

イ 苦情申出人が苦情申出書に添付した資料1は、平成27年度（第69期）司法修習生採用選考申込者宛てに配布された平成27年10月9日付け司法研修所事務局長「司法修習開始までの準備について」という冊子の別紙第1である。司法修習生採用選考申込者は、同冊子末尾にある民事裁判及び刑事裁判の各アンケート用紙に所要の事項を記入して、別紙第1の指示に従って司法研修所に郵送で提出することになっている。

司法研修所事務局では、郵送されたアンケート用紙を受理したあと、それを組別に分けて、各組の担当教官に担当組分のアンケート用紙を速やかに引き渡しているが、回答内容を取りまとめる作業は行っておらず、対象文書を作成又は取得していない。

また、民事裁判及び刑事裁判の各アンケートを実施した目的は、導入修習の実施に当たって、司法修習生採用選考申込者の法科大学院における民事実務及び刑事実務の基礎科目の履修状況等を把握することにあったが、これは各組の担当教官において担当組分の状況が把握できれば足り、提出されたアンケート用紙の回答内容を取りまとめる必要がないことから、民事裁判教官室及び刑事裁判教官室において、回答内容を取りまとめる作業は行っておらず、対象文書を作成又は取得していない。

ウ したがって、最高裁判所では、申出に係る文書は存在しない。

よって、原判断は相当である。